

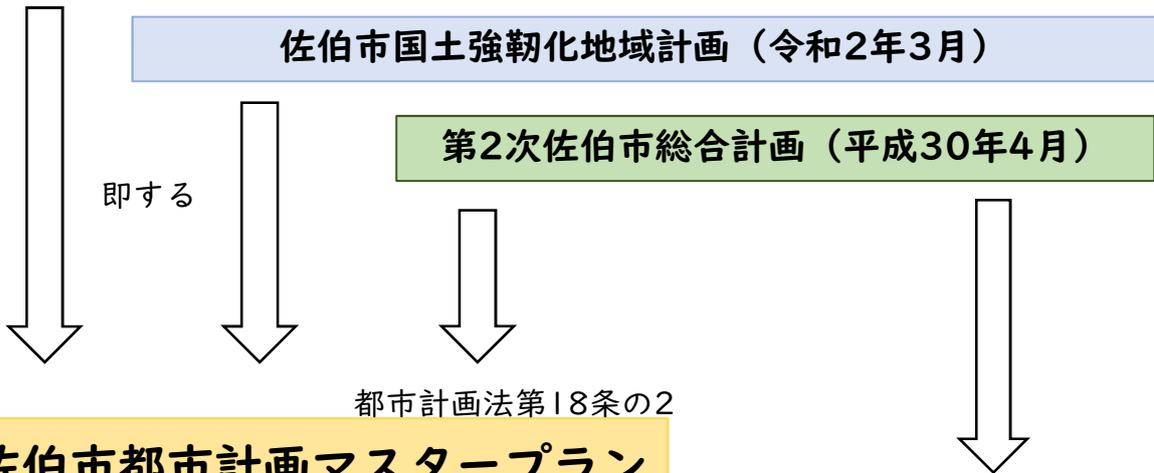
【計画の位置づけ及び概要】

都市計画法第6条の2

都市計画区域マスタープラン（大分県：令和3年3月改訂）

〈都市づくりの基本理念〉

県南連携都市圏の中核都市として、リアス式の日豊海岸や市民のシンボルである城山など、地域が保有する固有の自然、観光資源を活用し、魅力ある生活・観光・交流拠点都市の形成を目指します。



佐伯市都市計画マスタープラン（平成25年改訂）

- 佐伯市のまちづくりの理念や都市計画の目標
- 全体構想：目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針など
- 地域別構想：あるべき市街地像・地域像、実施されるべき施策 など

都市再生特別措置法

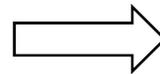
佐伯市立地適正化計画（新）

- 目指すべき都市の骨格構造と誘導方針
- 居住誘導区域と誘導施策
- 都市施設誘導区域、誘導施設
- 防災指針 など

都市全体を見渡しながらかるの都市像を描き都市拠点への居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクト+ネットワーク型の都市の実現に向けて策定する。

関連計画

- 佐伯市景観計画・緑の基本計画
- 佐伯市公共施設等管理総合計画
- 佐伯市市街地グランドデザイン
- 佐伯市防災計画
- など



立地適正化計画の作成の流れ

